

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所管内における機械設備の災害時等応急対策業務及び災害対策用機械機器等の災害対策等応急対応に関する基本協定の締結については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和7年1月24日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所長 寺尾 直樹
佐賀県武雄市武雄町大字昭和745

3. 基本協定の概要等

概要等については公告1. (1)～(6)に記載のとおりである。

4. 参加資格要件

参加資格要件については公告2. (1)～(6)に記載のとおりである。

5. 本基本協定に関する手続等

本協定に関する手続については公告3. (1)～(2)に記載のとおりである。

6. 協定締結参加資格の確認等

(1) 本協定締結の参加希望者は、4. に掲げる協定締結参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は本協定締結に参加することができない。

- ① 提出期間：公告3. (2) ①のとおり
- ② 提出場所：公告3. (2) ③のとおり
- ③ 提出方法：公告3. (2) ④のとおり

(2) 申請書は、別記「様式－1」により作成すること

- ① 会社の代表者印の押印の省略を可とする。
- ② 希望する対象設備を必ず記入すること
- ③ 申請先へ提出すること

7. 参加資格がないと認めた者の説明請求

(1) 参加資格がないと認められた者は、公告者に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を請求することができる。(様式は自由とする。)

- ① 提出期限：令和7年3月5日(水) 17時00分。
- ② 提出場所：公告3. (2) ③に同じ。
- ③ 提出方法：公告3. (2) ④に同じ。

(2) 公告者は、説明を求められたときは、令和7年3月12日(水)までに説明を求めた者に対し、電子メール又は郵送等により回答する。

8. 協定締結参加資格確認申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 する 留 意 事 項
(1)協定締結参加資格 確認申請書 〔様式－1〕	①様式は〔様式－1〕より作成すること。会社の代表者印の押印の省略を可とする。 ②経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。 ③希望する対象設備を必ず記載すること。対象設備は、揚排水ポンプ設備又は水門設備（堰、水門、ダム用水門、樋門樋管）とする。 なお、どちらも希望する場合は「揚排水ポンプ設備及び水門設備」と記載すること。
(2)技術者及び資機材 等保有状況 〔様式－2〕	①様式は〔様式－2〕とする。 ②対象となる技術者の資格は、〔様式－2〕の表中記載の資格とする。 ③技術者は、佐賀県又は福岡県又は長崎県の本店・支店・営業所に在籍する者に限る。 ④保有資機材については、令和7年2月14日時点において自社及び協力会社保有の物とする。
(3)施工実績 過去5ヶ年度＋ 当該年度における 武雄河川事務所 発注工事 〔様式－3－1〕	② 様式は〔様式－3－1〕とする。 ②対象となる工事は、過去5ヶ年度＋当該年度（平成31年4月1日から令和7年3月31日まで）に完成、又は完成見込みの武雄河川事務所発注の機械設備工事（製作・据付及び修繕工事）を最大3件記載する。 ③単体会社であっても、過去JV構成員として工事实績がある場合は、出資比率が20%以上であれば対象とする。 また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での工事实績も対象とする。
(4)点検整備業務の 履行実績 過去5ヶ年度＋ 当該年度における 武雄河川事務所 発注の点検整備 業務 〔様式－3－2〕	② 様式は〔様式－3－2〕とする。 ②対象となる点検整備業務は、過去5ヶ年度＋当該年度（平成31年4月1日から令和7年3月31日まで）に完了、又は完了見込みの武雄河川事務所発注の機械設備における点検整備業務を最大3件記載する。 ③単体会社であっても、過去JV構成員として工事实績がある場合は、出資比率が20%以上であれば対象とする。 また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での点検整備業務実績も対象とする。
(5)災害時応急対策 工事等の協定締結 の実績 〔様式－4〕	①様式は〔様式－4〕とする。 ②対象となる協定は、公告3.（1）と同様に機械設備における災害時の応急対策業務等に関する協定とし、過去2ヶ年度＋当該年度（令和4年4月1日～令和7年2月14日の間）に締結したもので、かつ協定締結の相手方は国、県、市町村等とする。 ③機械設備における災害時の応急対策業務等に関するものであれば、協定書だけでなく、覚書、契約書等も対象とする。 但し、協定又は覚書等によりあらかじめ災害時に工事実施について締結されていない災害復旧、又は緊急復旧の工事は対象としない。 ④経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。

	⑤実績がある場合は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。
(6)災害時応急対策等の協定に基づく活動の実績 〔様式－4〕	①様式は〔様式－4〕とする。 ②対象となる活動の実績は、上記（5）の協定に基づく活動の実績とする。 ③経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。 ④活動の実績がある場合は、契約書等の写しを添付すること。 ⑤記載する件数は最大3件とする。

9. 評価に関する事項等

評価項目	評価内容	ウェイト	備考
技術者在籍状況	■保有技術者数（様式－2により評価） ・土木施工管理技士（一級・二級）の人数	10	
施工実績	■施工実績（様式－3－1により評価） ・過去5ヶ年度＋当該年度における武雄河川事務所発注の機械設備工事の施工実績 <u>件数</u> （製作・据付及び修繕工事）	10	
	■点検整備業務の履行実績（様式－3－2により評価） ・過去5ヶ年度＋当該年度における武雄河川事務所発注の機械設備点検整備業務の履行実績 <u>件数</u>	10	
	■九州地方整備局発注の過去5ヶ年度＋当該年度における機械設備工事の平均点	10	
	■工事成績の評価（65点未満） ・九州地方整備局発注の過去1年間＋当該年度の機械設備関係工事で65点未満の工事の有無（単体、JV両方の工事成績も評価に反映する）	（減点） －10	
表彰等	■表彰（様式－5により評価） ・九州地方整備局発注工事で直近2ヶ年における局長表彰又は事務所長表彰の有無 なお、評価は「局長表彰」、「事務所長表彰」の順とする。	10	
指名停止等の状況	■措置内容（過去1年間） 減点対象期間に公告日が含まれる場合に減点する。 ・九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」：－8点 （減点対象期間：指名停止期間） ・九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「文書注意」（九州地方整備局の場合「文書注意【 厳重注意 】」）：－4点 （減点対象期間：通知日を含む1ヶ月間） ・九州地方整備局の「口頭注意」：－2点 （減点対象期間：措置日を含む1ヶ月間） ※「指名停止」と「文書注意」の両方がある場合は、「指名停止」のみ評価する。	（減点） －8	

防災業務の実績	■災害時応急対策等の協定締結の実績 (様式－４により評価) ・機械設備の過去２ヶ年度＋当該年度における協定等締結の実績 なお、評価は締結相手先が「武雄河川事務所」、「他事務所」、「県」、「市町村」の順とする。	15	
	■協定締結に基づく活動実績 (様式－４により評価) ・機械設備の過去２ヶ年度＋当該年度における協定等締結に基づく活動の実績 <u>件数</u>	15	

10. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局は、公告３．(1)のとおり。

(2) 公募期間、公募要領等入手、協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出場所及び方法

- ①公募期間：公告３．(2)①のとおり。
- ②要領等入手：公告３．(2)②のとおり。
- ③提出場所：公告３．(2)③のとおり。
- ④提出方法：公告３．(2)④のとおり。

11. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和７年１月２４日（金）から令和７年２月１２日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで
- ② 提出場所：公告３．(2)③に同じ
- ③ 提出方法：公告３．(2)④に同じ

(2) (1)の質問に対する回答は、電子メール又は郵送等により令和７年２月１４日（金）までに行う。

12. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料等に基づき評価・決定する。

なお、評価の結果、他者と比べて著しく評価点の低い者は選定しないこともある。

結果については、令和７年２月２６日（水）までに、電子メール又は電話連絡にて通知した後、協定締結業者として決定された者には協定（案）とともに郵送にて送付する。

11. その他

- (1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 令和７・８年度の機械設備に係る一般競争参加資格認定書の写し、又は受付票の写しを技術資料等説明書の提出時に併せて添付すること。
- (3) 公告者は、提出された申請書及び技術資料等について、競争参加資格の確認以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された申請書及び技術資料等については返却しない。
- (5) 提出期間以降における申請書、又は技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。